

KISER Discussion Paper Series No.8  
2007/9

国民健康保険料（税）の水平的不平等性

北浦義朗

（財）関西社会経済研究所 研究員

大阪大学大学院経済学研究科 博士後期課程

本稿の内容は全て執筆者の責任により執筆されたものであり、  
(財) 関西社会経済研究所の公式見解を示すものではない。

## 国民健康保険料（税）の水平的不平等性<sup>†</sup>

北浦義朗 （(財)関西社会経済研究所 研究員  
大阪大学大学院経済学研究科 博士後期課程）

### 要旨

本稿では、国民健康保険料（税）の水平的不平等性の計測を、家計のプロトタイプ（職業別 3 タイプ×所得水準 3 タイプ）を想定し、プロトタイプ毎に全国の自治体の国民健康保険料（税）を計算することにより行った。そのことで、統計より計測される平均の一人当たりの保険料の違いではなく、国民が居住地を選択するときに発生するであろう、各自治体の制度の違いによる保険料の（潜在的な）格差を計測した。同じ家計を想定して各自治体の国民健康保険料（税）の賦課方式を当てはめると、どのようなタイプの家計であれ、全国で国民健康保険料（税）負担の非常に大きな地域間での水平的不平等が存在することが明らかになった。

---

<sup>†</sup> 本稿は 2007 年 7 月 21 日に開催された第 2 回医療経済学会（学習院大学）における故今井豊先生との共同論文を加筆修正したものである。本研究は、故今井豊先生の問題意識を出発点として研究を始めたものであるが、今井先生は第 2 回医療経済学会の申し込みをされた直後、研究の完成を見ぬまま、永眠なされた。今井先生の奥様のご厚意により、加筆修正したものを、北浦の単著として（財）関西社会経済研究所のディスカッションペーパーとして公開するものである。従って、分析結果は北浦個人の責任によるものであり、本稿中の誤りは全て北浦に帰するものである。また、作成の途中にあつては跡田直澄教授（慶應義塾大学）より、第 2 回医療経済学会の席上では討論者である井伊雅子教授（一橋大学）、座長である遠藤久夫教授（学習院大学）、フロアから伊東光晴名誉教授（京都大学）、一圓光彌教授（関西大学）より貴重なコメントを頂いた、記して感謝申し上げたい。

## 1. はじめに

我が国の社会健康保険は、雇用を前提とした組合管掌健康保険、政府管掌健康保険、共済組合と、それ以外の人達を居住地ごとにカバーする国民健康保険からなる。強制加入から生ずる社会性のため社会保険といえるが、数多い保険組合間の保険料率には顕著な格差がある。我が国のような分散型の社会保険制度を採る諸外国では、保険料の水平的格差の是正は政策目標であり、分権性の強いドイツ、スイスなどでは疾病基金間の競争により、又、中央集権制の強い韓国では組合の強制統合により、この目標の達成がはかられてきた。一方、我が国においては、保険料の水平的格差は医療支出の適正化に寄与するものとして永らく是認されてきた。しかし、多様な経済格差が問題となってきたなか、保険料の

表1 一人当たり国民保険料の地域格差（平成14年度）

	最高・最低の市町村	最高・最低の都道府県	全国平均
最高 (A)	羅臼町 (北海道) 115,162 円	栃木県 88,091 円	79,321 円
最低 (B)	十島村 (鹿児島県) 21,260 円	沖縄県 53,885 円	
A/B	5.4 倍	1.6 倍	
標準偏差	市町村別 12,499 円	都道府県別 6,349 円	

(厚生労働省社会保障審議会 第16回医療保険部会 資料3-1 参考資料より)

不平等性がどの程度正当化されうるかは政策上の論点の一つとなろう。

その議論の出発点は、いうまでもなく保険料の水平的不平等性の計測である。雇用を前提とした職域保険では、保険料が給与の一定の割合で示されている為、所得を一定として測られる保険料の水平的不平等性は保険料率のバラツキ及び被雇用者負担割合によって確定できる。これと対照的に、国民健康保険料においてはこのような透明性が欠如している。それは計算方式・方法が多数存在し、その選択が各自治体に任されていることによる。

表1は厚生労働省社会保障審議会第16回医療保険部会に提出された資料である。この資料によれば、国民健康保険の保険料の負担の格差は、市町村間では5.4倍、都道府県内の平均でも1.6倍の格差があることが報告されている。

また、国民健康保険の保険料の地域間での違いについて研究を行った文献はいくつか存在する。林(1995)、田中(2005)では都道府県間で国民健康保険の保険料の格差が存在していることを指摘している。木村(1994)では大阪府と奈良県のデータを持って、国民健康保険地域間格差について主成分分析を行っており、大阪府については病院の整備状況が、奈良県については被保険者の財政負担能力によって特徴づけられるとしている。

鈴木(2000)では、「大阪府国民健康保険事業状況」のデータを用いて、国民健康保険の

補助金制度が年齢構成の差の調整や所得格差の調査などの目的を達成しており、制度が目的の整合的であるのが実証分析を行っている。この中で、保険料関数についても推計しており、保険料は年齢要因が十分に調整されていないことを示している。

小松（2005）においては、国民健康保険の保険料（税）の算定方法が地域によって異なっていることを、主に制度面から指摘している。高林（2005）では、国民健康保険ではないが、地方税の税収の地域間格差についてタイル尺度などを用いて分析した論文が掲載されている。

これらの先行研究では日本全国の国民健康保険の格差を分析したものではなく、一部の地域について分析を行ったものや、表 1 の資料のように結果としての一人当たり国民健康保険料（税）負担額を比較したもので、制度としてどのような保険料（税）の格差が存在するのか所得などを調整した比較が行われていない。

そこで本稿では、国民健康保険料（税）の計算の複雑さを透視して国民健康保険料の水平的不平等性を計測する為に、いくつかの家計のプロトタイプ想定し、プロトタイプ毎に全国の自治体の国民健康保険料（税）を計算するという方法を提案する。そのことにより、統計より計測される平均の一人当たりの保険料の違いではなく、ある国民が居住地を選択するときに発生するであろう、各自治体の制度の違いによる保険料の（潜在的な）格差を計測することが出来る。

また、2006 年度の医療制度改革の中で保険者の再編統合が掲げられた。国民健康保険については都道府県内の市町村国保間の保険料（税）の平準化を図るため国保財政安定化支援事業<sup>1</sup>や保険財政共同安定化事業<sup>2</sup>が行われることになっている。そこで、都道府県内での程度の国民健康保険料の水平的不平等性が存在するのか同様の方法で検討する。

本稿の構成は以下の通りである。第 2 節では国民健康保険料（税）の賦課方式について述べる。第 3 節では本稿で用いる家計のプロトタイプについて説明を行い、各自治体毎の保険料の計測方法について述べる。第 4 節では国民健康保険料（税）の全国の水平的不平等性と、都道府県内の水平的不平等性について、計測結果を報告する。最後に第 5 節において、本稿のまとめと残された課題について述べ締めくくりとする。

## 2. 国民健康保険料（税）の賦課方式

本節においては国民健康保険の保険料（税）の賦課方式について概観する<sup>3</sup>。

### 2-1 保険料と保険税

国民健康保険制度においては保険料と保険税を選択することができる<sup>4</sup>。徴収効率の点か

<sup>1</sup> 市町村の一般会計から国保特別会計への繰り入れを地方財政措置で支援する事業。

<sup>2</sup> 一件 30 万円以上の医療費について、市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業。」

<sup>3</sup> なお、本稿で用いるデータは「平成 16 年 国民健康保険の実態」によるものであり、現在の 2007 年度においては、市町村の合併により大きく変化している可能性がある。

<sup>4</sup> 保険料を選ぶのか保険税を選ぶのかについて自治体の近隣効果に着目して分析したものとして西川

ら税による保険料徴収を認めたためである。2003年度現在の保険料・保険税の採用団体数について表2にまとめた。

表2 国民健康保険の保険料・保険税採用団体数（2003年度）

	採用団体数
保険料	319
保険税	2889

「平成16年 国民健康保険の実態」より

（注）合併した自治体において、保険料（税）制度を統一しない「不均一団体」を選択している場合は、旧市町村を個別に計上した<sup>5</sup>。

保険料を採用している団体は319団体、保険税を採用している団体は2889団体と、税を採用している団体の方が圧倒的に多い。ただし、東京23区や政令指定都市などの主に都市部においては保険料が採用されている。

## 2-2 保険料（税）の賦課方法

国民健康保険の保険料（税）は表3の4区分に分けられる。

表3 国民健康保険料（税）の賦課方式

所得割	所得などに応じて収めるもの
資産割	固定資産税納付額などに応じて収めるもの
均等割	被保険者数に応じて収めるもの
平等割	世帯ごとに収めるもの

所得割は被保険者の負担能力に応じた負担を求めるもので（応能負担）、被保険者の所得<sup>6</sup>に応じて負担が決められる。資産割も所得割と同じく応能負担の原則に基づく負担であり、固定資産税の納税額などに応じて負担をする。

それに対して均等割と平等割は応益原則に基づく負担方式である。均等割は被保険者数に応じた負担であり、平等割は一世帯当たりの負担である<sup>7</sup>。

以上の4つの区分うちどれを用いるかは、次の表4の3つの方式から市町村が決めるこ

(2006)がある。保険料と保険税の違いについては『国保担当者ハンドブック』に詳しく記述されている。

<sup>5</sup> 合併特例法第10条では「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、不均一の課税をすることができる。」と規定されている。

<sup>6</sup> 所得割の課税ベースは市町村により異なる。2-3節参照のこと。

<sup>7</sup> 国民健康保険の被保険者は組合管掌健康保険や政府管掌健康保険の被保険者や被扶養者などを除いた、市町村に住所を有するものである。従って国民健康保険において被扶養者と言う概念は存在しておらず、誰も国民健康保険以外に加入していない世帯であれば全ての世帯構成員が被保険者である。

ととなっている。

表4 国民健康保険料（税）の賦課の3つの方式（2003年度）<sup>8</sup>

		採用団体の 類型	団体数
4方式	所得割：資産割：均等割：平等割＝40：10：35：15	町村型	2802
3方式	所得割：均等割：平等割＝50：35：15	中小都市型	362
2方式	所得割：均等割＝50：50	都市型	44

4方式は所得割・資産割・均等割・平等割の全てを賦課する方式で主に町村部で採用されている。4方式をとる団体は2003年度現在（以下同じ）で2802団体にもなり、ほとんどの団体で採用されている方式である。3方式は資産割以外の賦課方式をとるもので、主に中小の都市で用いられており、362団体で採用されている。2方式は所得割と均等割のみを用いる方式で主に都市部で用いられており採用団体数は44である。

### 2-3 所得割の賦課ベース

国民健康保険料（税）の所得割の賦課ベースは市町村毎に大きく異なっている。このことが国民健康保険料（税）の水平的な比較を困難にしている要因の一つである。2003年度における所得割の賦課ベースの算定方式は以下の6つの方法に分けられる

#### ① ただし書方式（3147市町村）

$$\text{賦課ベース} = \text{総所得}^9 - \text{基礎控除}$$

この方式は1961年度から1963年度までの3年間、市町村民税の所得割の課税方式として採用されていた、いわゆる「旧ただし書方式」によるもの<sup>10</sup>。総所得から基礎控除を差し引いたものが国民健康保険料（税）の所得割の賦課ベースとなる。この方式をとることが所得割の賦課ベースの原則となっており、ほとんどの市町村においてこの方式を採用している。

#### ② 本文方式（11市町（宝塚市など））

$$\text{賦課ベース} = \text{総所得} - \text{基礎控除} - \text{各種控除}$$

この方式は1961年度から1963年度までの3年間、市町村民税の所得割の課税方式とし

<sup>8</sup> 団体の類型は『国保担当者ハンドブック』による。

<sup>9</sup> いわゆる給与所得者の場合、収入から給与所得控除を差し引いたものが総所得となる。

<sup>10</sup> 1964年に住民税の課税方式は本文方式に統一された。

て採用されていた、いわゆる「本文方式」によるものである。総所得から、基礎控除・各種控除を差し引いたものが国民健康保険料（税）の所得割の賦課ベースとなる。つまり、住民税の所得割の賦課ベースと同じとなる。この方式を採用しているのは、習志野市、旧静岡市、四日市市、宝塚市など 11 市町である。

③所得割方式（12 市町（広島市など））

賦課ベース＝（総所得－基礎控除－各種控除）×市町村民税率（超過累進）

この方式は市町村民税の所得割額が国民健康保険料（税）の所得割の賦課ベースとなる方法である。広島市、武蔵野市、金沢市など 12 市町が採用している。

④市町村民税額（保険「料」方式のみ）（4 市（横浜、藤沢、岐阜、福岡））

賦課ベース＝（総所得－基礎控除－各種控除）×市町村民税率（超過累進）＋市町村民税均等割

この方式は国民健康保険「料」方式をとる場合のみの賦課方式であり、市町村民税額が国民健康保険料（税）の所得割の賦課ベースとなる方法である。所得割方式との違いは市町村民税の均等割額が国民健康保険料の所得割の賦課ベースに算入されるかどうかの違いである。横浜市、藤沢市、岐阜市、福岡市の 4 市が採用している。

⑤市町村民税額＋都道府県民税（保険「料」方式のみ）（33 市区（東京 23 区＋主な政令指定都市など））

賦課ベース＝（総所得－基礎控除－各種控除）×（市町村民税率＋都道府県民税率（超過累進））＋市町村民税均等割＋都道府県民税均等割

この方式は国民健康保険「料」方式をとる場合のみの賦課方式であり、市町村民税額と都道府県民税額が国民健康保険料（税）の所得割の賦課ベースとなる方法である。東京 23 区や川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市など 33 市区が採用している。

⑥その他（1 市（堺市<sup>11</sup>））

賦課ベース＝総所得

この方式は 2003 年度に堺市のみが採用していたものであり、国民健康保険料の所得割の賦課ベースが総所得である方式である。

---

<sup>11</sup> 2006 年度より「旧ただし書方式」へ移行。



## 2-4 資産割の賦課ベース

2003 年度における資産割の賦課ベースの算定方式は以下の 2 つの方法に分けられる<sup>12</sup>。

①固定資産税額（103 市町村）と②固定資産税額のうち土地及び家屋に係る税額（2697 市町村）である。これは償却資産にかかる固定資産税額を国民健康保険料（税）の資産割の賦課ベースに算入するか否かで方式が分かれているものである。

## 3. 国民健康保険料（税）の水平的不平等の計測方法

本節では国民健康保険料（税）の水平的不平等の計測方法について、まず、プロトタイプの家計の設定、具体的には世帯主の職業と世帯構成、賃金や固定資産税額の想定について述べる。次いで、自治体毎の国民健康保険料（税）の計測方法に分けて説明を行う。

### 3-1 プロトタイプの家計の設定

まず、プロトタイプの家計の設定について述べる。まず世帯主の職業構成について考えている。そもそも、国民健康保険に加入している家計の職業はどのようになっているのであろうか。図 1 は「平成 15 年度 国民健康保険実態調査」による、国民健康保険に加入している世帯主の職業構成の年次推移である。ここからわかるように世帯主の職業で一番多いのは無職で概ね 50%を占めている。これらは年金生活者や失業中の者であると考えられる。

次に多いのは被用者、いわゆる給与所得者であり、25%程度を占め、年次を経るにつれ増加傾向にある。一般に被用者は組合管掌健康保険や政府管掌健康保険に加入していると考えられるが、国民健康保険に加入している者も多い。この現象の背景には、いわゆるフリーターの増加や、組合管掌健康保険や政府管掌健康保険に加入していない事業者に雇われている者も多いことが考えられる。

一般に国民健康保険の加入者と見られる自営業者は 20%程度、農林水産業の者は 5%程度を占めるにすぎなく、減少傾向にある。

以上の現状を踏まえて、本稿では「給与所得者」、「自営業者」、「年金所得者」を世帯主とする家計を想定する。

次に各家計の世帯構成や賃金（所得）、固定資産税額の想定について述べる。世帯構成については全ての家計について夫婦 2 人世帯、配偶者は被扶養者と想定とした<sup>13</sup>。

給与所得者の賃金収入については「平成 15 年度 国民健康保険実態調査」「表 14」より、被用者世帯の平均所得 230.6 万円を利用した。自営業者の所得についても同上の資料より 319.9 万円とした。年金所得者の年金収入については、2004 年財政再計算による厚生年金

<sup>12</sup> 三重県旧南島町、同県旧紀勢町、同県旧紀和町の 3 町は「平成 16 年度国民健康保険の実態」よれば 2 つの方式以外の方式を採用していたことになっているが、詳細は筆者には把握できなかった。そのため「固定資産税額のうち土地及び家屋に係る税額」を用いているものとして 3 節以下の計算を行った。

<sup>13</sup> 「平成 15 年度 国民健康保険実態調査」「表 14」より全体の平均世帯人員数が 2.00 人であることから夫婦 2 人世帯とした。同資料より世帯主の職業構成によって平均世帯人員数が異なることがわかるが、比較のため同じ設定を用いた。

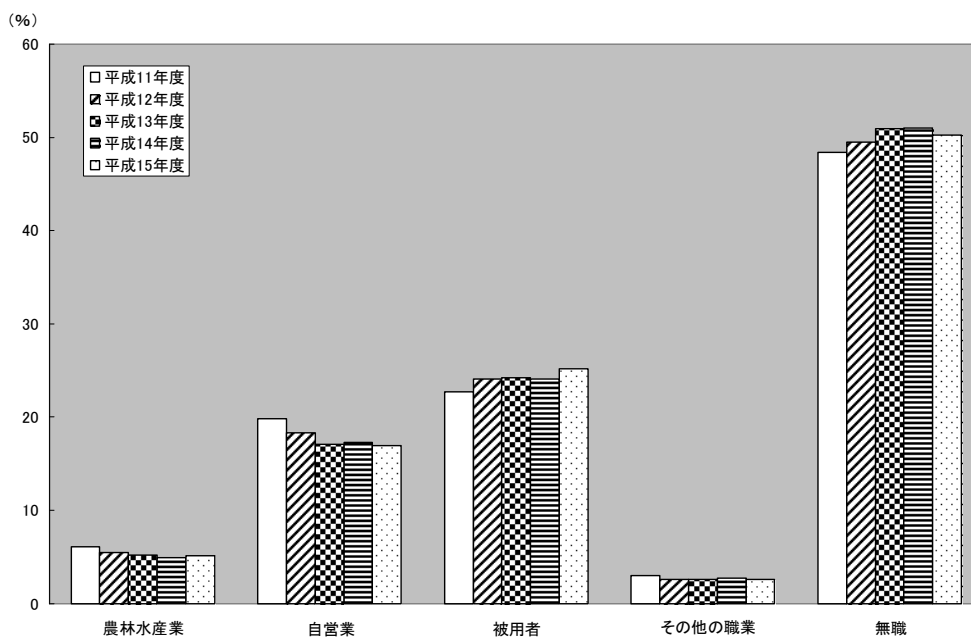


図1 国民健康保険の世帯主の職業構成 (平成15年度 国民健康保険実態調査より)

の標準的な年金額 (モデル世帯：月額) 23.3 万円に 12 をかけた 279.6 万円とした。

固定資産税額については給与所得世帯と年金世帯については「平成17年度 地方財政統計年報」より

(「土地にかかる税額」\*1/2+「家屋にかかる税額」) /総世帯数=11.7 万円

と想定とした<sup>14</sup>。自営業者については 20.4 万円と仮定した。

以上が「給与所得者」、「自営業者」、「年金所得者」の世帯構成、賃金 (所得)、固定資産税額の想定である。本稿ではこれらの想定に加えて固定資産税額が低いケース、給与所得者・年金所得者については固定資産税額が 0 円、自営業者については 8.7 万円のケースを想定した。また高所得であるケースとして、それぞれ賃金 (所得) が 100 万円高いケースについても想定した。

これらのプロトタイプの家計の想定についてまとめたのが表5である。

### 3-2 国民健康保険料 (税) の計算手順

上記のようにプロトタイプの家計を設定した後に自治体毎に国民健康保険料 (税) の計算を行う。計算はプロトタイプの家計の家計毎について自治体毎に以下の式のように、所得割を計算し、資産割を計算し、均等割を世帯人員数分計算し、均等割を足すことによって求められる。

$$\text{国民健康保険料 (税)} = \text{所得割} + \text{資産割} + \text{均等割} + \text{平等割}$$

<sup>14</sup> 土地を 1/2 にしているのは法人分を除く仮定である。

表5 プロトタイプの家計の想定

	給与所得者	自営業者	年金所得者(モデル世帯)
平均	所得:230.6万円 固定資産税額:11.7万円 夫婦2人	所得:319.9万円 固定資産税額:20.4万円 夫婦2人	所得:279.6万円 固定資産税額:11.7万円 夫婦2人
借家(低固定資産税)ケース	所得:230.6万円 固定資産税額:0万円 夫婦2人	所得:319.9万円 固定資産税額:8.7万円 夫婦2人	所得:279.6万円 固定資産税額:0万円 夫婦2人
高所得ケース	所得:330.6万円 固定資産税額:11.7万円 夫婦2人	所得:419.9万円 固定資産税額:20.4万円 夫婦2人	所得:379.6万円 固定資産税額:11.7万円 夫婦2人

特に、2節で述べたように所得割の計算は自治体毎に異なっており非常に複雑である。そこで、給与所得者を例にとり所得割の計算について詳しく述べる。

本稿は「平成十六年度版 国民健康保険の実態」では2003年度のデータが掲載されており、所得割の計算を行うためには2003年度の住民税制を適用する必要がある。2003年度の住民税制については表6に簡単にまとめた。

1: 賃金収入から給与所得控除を求め、これを差し引くことによって総所得を求める。

$$\text{総所得} = \text{賃金収入} - \text{給与所得控除}$$

総所得が所得割の賦課ベースの場合はここで税率を適用することで所得割額を求める。

2: 総所得から基礎控除を引く。

$$\text{賦課ベース 1} = \text{総所得} - \text{基礎控除}$$

この賦課ベース 1 が所得割の賦課ベースの場合(旧ただし書方式)はここで税率を適用し所得割額を算出する。

3: 総所得から基礎控除と各種控除を差し引く。ここでは配偶者控除と社会保険料控除<sup>15</sup>を考慮する。

<sup>15</sup> 社会保険料控除は財務省による簡易方式を用いている。所得が900万円までは所得の10%、900万円以上については4%の控除を行う計算方法である。

賦課ベース 2 = 総所得 - 基礎控除 - 各種控除 (配偶者控除、社会保険料控除)

この賦課ベース 2 が所得割の賦課ベースの場合 (本文方式) はここで税率を適用し所得割額を算出する。

4 : 上記の賦課ベース 2 に市町村民税率を乗じることで市町村民税の所得割額を求める。超過累進課税方式であるため所得ブラケットに合わせて適用する税率は変わる。

賦課ベース 3 = 賦課ベース 2 × 市町村民税率 (超過累進税率)

この賦課ベース 3 が所得割の賦課ベースの場合 (所得割方式) はここで税率を適用し所得割額を算出する。

5 : 4 で求めた市町村民税の所得割額に市町村民税の均等割額を足す。

賦課ベース 4 = (賦課ベース 2) × 市町村民税率 (超過累進) + 市町村民税均等割

この賦課ベース 4 が所得割の賦課ベースの場合 (市町村民税額の方式) はここで税率を適用し所得割額を求める。

6 : 3 で求めた賦課ベース 2 に市町村民税率と都道府県民税率を乗じて、住民税全体の所得割額を求め、市町村民税均等割額と都道府県民税均等割額を足す。

賦課ベース 5 = (賦課ベース 2) × (市町村民税率 + 都道府県民税率 (超過累進))  
+ 市町村民税均等割 + 都道府県民税均等割

この賦課ベース 5 が所得割の賦課ベースの場合 (住民税額全体の方式) はここで税率を適用し所得割額を求める。

上記の計算を 3208 の自治体毎、9 つのプロトタイプの家計毎に行い、国民健康保険料 (税) の負担額を算出する。

表 6 2003 年度の住民税制の概略

給与所得控除	180万円までの金額	40%	所得割	(1) 道府県 (標準税率)	
	360万円までの金額	30%		700万円以下の金額	2%
	660万円までの金額	20%		700万円を超える金額	3%
	1,000万円までの金額	10%		(2) 市町村 (標準税率)	
	1,000万円を超える金額	5%		200万円以下の金額	3%
	最低控除額	650,000円		200万円を超える金額	8%
				700万円	12%
基礎控除		330,000円	均等割	(1) 道府県 (標準税率)	1,000円
配偶者控除		330,000円		(2) 市町村 (標準税率)	
社会保険料控除		支払額の全額		人口50万以上の市	3,000円
			人口5万以上50万未満の市	2,500円	
			その他の市町村	2,000円	

#### 4. 国民健康保険料 (税) の水平的不平等の実態

本節では 3 節で説明した計算方法より算出した自治体毎の国民健康保険料 (税) の水平的不平等の実態について、全国での比較と、都道府県内での比較を行う。

##### 4-1 国民健康保険料 (税) の全国の水平的不平等

表 7 に国民健康保険料 (税) の全国の水平的不平等の計測結果をまとめた。まず、給与所得者の「平均」のケースを見ていくと、国民健康保険料 (税) の最高額は 39.1 万円と最低額は 5.0 万円である。最高値と最低値の倍率は 7.78 となっており表 1 の統計上の倍率 5.4 倍を大きく上回っている。つまり同じ家計を想定して各自治体の国民健康保険料 (税) の賦課方式を当てはめると非常に大きな水平的不平等が存在することが明らかになった。

このケースでの平均値は 18.3 万円となっており、標準偏差は 3.45 万円であり、これも表 1 の標準偏差 1.25 万円より大きくなっており、国民健康保険料 (税) の制度上の格差は非常に大きいことがわかる。変動係数で見ると 0.19 となっている。

給与所得者の「低固定資産税」ケースと「高所得」ケースを見ても水平的不平等性があることが確認でき、変動係数で見ても 0.19, 0.18 と「平均」ケースとほぼ同じ大きさになっている。

次に自営業者の「平均」のケースを見ていくと国民健康保険料 (税) の最高額は 53 万円と最低額は 12.5 万円である。最高値と最低値の倍率は 4.24 となっており、給与所得者のケースより差は小さくなっている。これは自営業者の方が平均所得が高いため賦課限度額 53 万円に到達してしまう自治体が多くなり、見せかけ上の倍率が小さくなっていることによる。変動係数で見ると 0.19 と給与所得者の場合と同じ値になっている。「低固定資産税」ケースと「高所得」ケースを見ても水平的不平等性があることが確認でき、変動係数で見ても

表 7 国民健康保険料（税）の全国の水平的不平等（単位：万円）

	給与所得者	自営業者	年金所得者（モデル世帯）																																										
平均	<table border="1"> <tr><td>標本数</td><td>3208</td></tr> <tr><td>最大値(A)</td><td>39.12</td></tr> <tr><td>最小値(B)</td><td>5.03</td></tr> <tr><td>平均値</td><td>18.30</td></tr> <tr><td>標準偏差</td><td>3.45</td></tr> <tr><td>変動係数</td><td>0.19</td></tr> <tr><td>A/B</td><td>7.78</td></tr> </table>	標本数	3208	最大値(A)	39.12	最小値(B)	5.03	平均値	18.30	標準偏差	3.45	変動係数	0.19	A/B	7.78	<table border="1"> <tr><td>標本数</td><td>3208</td></tr> <tr><td>最大値(A)</td><td>53</td></tr> <tr><td>最小値(B)</td><td>12.51</td></tr> <tr><td>平均値</td><td>33.51</td></tr> <tr><td>標準偏差</td><td>6.30</td></tr> <tr><td>変動係数</td><td>0.19</td></tr> <tr><td>A/B</td><td>4.24</td></tr> </table>	標本数	3208	最大値(A)	53	最小値(B)	12.51	平均値	33.51	標準偏差	6.30	変動係数	0.19	A/B	4.24	<table border="1"> <tr><td>標本数</td><td>3208</td></tr> <tr><td>最大値(A)</td><td>37.99</td></tr> <tr><td>最小値(B)</td><td>4.08</td></tr> <tr><td>平均値</td><td>17.66</td></tr> <tr><td>標準偏差</td><td>3.43</td></tr> <tr><td>変動係数</td><td>0.19</td></tr> <tr><td>A/B</td><td>9.31</td></tr> </table>	標本数	3208	最大値(A)	37.99	最小値(B)	4.08	平均値	17.66	標準偏差	3.43	変動係数	0.19	A/B	9.31
標本数	3208																																												
最大値(A)	39.12																																												
最小値(B)	5.03																																												
平均値	18.30																																												
標準偏差	3.45																																												
変動係数	0.19																																												
A/B	7.78																																												
標本数	3208																																												
最大値(A)	53																																												
最小値(B)	12.51																																												
平均値	33.51																																												
標準偏差	6.30																																												
変動係数	0.19																																												
A/B	4.24																																												
標本数	3208																																												
最大値(A)	37.99																																												
最小値(B)	4.08																																												
平均値	17.66																																												
標準偏差	3.43																																												
変動係数	0.19																																												
A/B	9.31																																												
借家（低固定資産税）ケース	<table border="1"> <tr><td>標本数</td><td>3208</td></tr> <tr><td>最大値(A)</td><td>32.39</td></tr> <tr><td>最小値(B)</td><td>4.82</td></tr> <tr><td>平均値</td><td>14.45</td></tr> <tr><td>標準偏差</td><td>2.69</td></tr> <tr><td>変動係数</td><td>0.19</td></tr> <tr><td>A/B</td><td>6.72</td></tr> </table>	標本数	3208	最大値(A)	32.39	最小値(B)	4.82	平均値	14.45	標準偏差	2.69	変動係数	0.19	A/B	6.72	<table border="1"> <tr><td>標本数</td><td>3208</td></tr> <tr><td>最大値(A)</td><td>53</td></tr> <tr><td>最小値(B)</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>平均値</td><td>29.71</td></tr> <tr><td>標準偏差</td><td>5.59</td></tr> <tr><td>変動係数</td><td>0.19</td></tr> <tr><td>A/B</td><td>4.65</td></tr> </table>	標本数	3208	最大値(A)	53	最小値(B)	11.4	平均値	29.71	標準偏差	5.59	変動係数	0.19	A/B	4.65	<table border="1"> <tr><td>標本数</td><td>3208</td></tr> <tr><td>最大値(A)</td><td>30.47</td></tr> <tr><td>最小値(B)</td><td>4.08</td></tr> <tr><td>平均値</td><td>13.81</td></tr> <tr><td>標準偏差</td><td>2.63</td></tr> <tr><td>変動係数</td><td>0.19</td></tr> <tr><td>A/B</td><td>7.47</td></tr> </table>	標本数	3208	最大値(A)	30.47	最小値(B)	4.08	平均値	13.81	標準偏差	2.63	変動係数	0.19	A/B	7.47
標本数	3208																																												
最大値(A)	32.39																																												
最小値(B)	4.82																																												
平均値	14.45																																												
標準偏差	2.69																																												
変動係数	0.19																																												
A/B	6.72																																												
標本数	3208																																												
最大値(A)	53																																												
最小値(B)	11.4																																												
平均値	29.71																																												
標準偏差	5.59																																												
変動係数	0.19																																												
A/B	4.65																																												
標本数	3208																																												
最大値(A)	30.47																																												
最小値(B)	4.08																																												
平均値	13.81																																												
標準偏差	2.63																																												
変動係数	0.19																																												
A/B	7.47																																												
高所得ケース	<table border="1"> <tr><td>標本数</td><td>3208</td></tr> <tr><td>最大値(A)</td><td>48.22</td></tr> <tr><td>最小値(B)</td><td>7.71</td></tr> <tr><td>平均値</td><td>23.21</td></tr> <tr><td>標準偏差</td><td>4.26</td></tr> <tr><td>変動係数</td><td>0.18</td></tr> <tr><td>A/B</td><td>6.25</td></tr> </table>	標本数	3208	最大値(A)	48.22	最小値(B)	7.71	平均値	23.21	標準偏差	4.26	変動係数	0.18	A/B	6.25	<table border="1"> <tr><td>標本数</td><td>3208</td></tr> <tr><td>最大値(A)</td><td>53</td></tr> <tr><td>最小値(B)</td><td>15.21</td></tr> <tr><td>平均値</td><td>40.26</td></tr> <tr><td>標準偏差</td><td>6.83</td></tr> <tr><td>変動係数</td><td>0.17</td></tr> <tr><td>A/B</td><td>3.48</td></tr> </table>	標本数	3208	最大値(A)	53	最小値(B)	15.21	平均値	40.26	標準偏差	6.83	変動係数	0.17	A/B	3.48	<table border="1"> <tr><td>標本数</td><td>3208</td></tr> <tr><td>最大値(A)</td><td>47.74</td></tr> <tr><td>最小値(B)</td><td>5.18</td></tr> <tr><td>平均値</td><td>22.84</td></tr> <tr><td>標準偏差</td><td>4.38</td></tr> <tr><td>変動係数</td><td>0.19</td></tr> <tr><td>A/B</td><td>9.22</td></tr> </table>	標本数	3208	最大値(A)	47.74	最小値(B)	5.18	平均値	22.84	標準偏差	4.38	変動係数	0.19	A/B	9.22
標本数	3208																																												
最大値(A)	48.22																																												
最小値(B)	7.71																																												
平均値	23.21																																												
標準偏差	4.26																																												
変動係数	0.18																																												
A/B	6.25																																												
標本数	3208																																												
最大値(A)	53																																												
最小値(B)	15.21																																												
平均値	40.26																																												
標準偏差	6.83																																												
変動係数	0.17																																												
A/B	3.48																																												
標本数	3208																																												
最大値(A)	47.74																																												
最小値(B)	5.18																																												
平均値	22.84																																												
標準偏差	4.38																																												
変動係数	0.19																																												
A/B	9.22																																												

0.19, 0.17 と「平均」ケースとほぼ同じ大きさになっている。

最後に年金所得者のケースを見ても「平均」、「低固定資産税」、「高所得」ケースどのケースでも同じように水平的不平等性が確認でき、変動係数で見ても 0.19 と給与所得者のケースとほぼ同じ大きさであることが確認できる。

上記のように様々なプロトタイプの家計を想定しても、同じように国民健康保険料（税）の水平的不平等性が確認でき、制度上の格差は非常に大きいことが明らかになった。

そこで、どのような家計のケースでも格差の指標である変動係数はほとんど同じであることがわかったため、給与所得者の「平均」のケースを用いて国民健康保険料（税）の水平的不平等性を詳しく見ていくことにする。図 2 に国民健康保険料（税）の分布、表 8 に国民健康保険料（税）額の上位市町村、表 9 に国民健康保険料（税）額の下位市町村を示した。

図 2 を見ていくと給与所得者の「平均」ケースの平均国民健康保険料（税）額 18.3 万円より少し下の「18 万円以下」のところに分布のピークがあり、国民健康保険料（税）額が高い方へ裾野が広い分布になっていることがわかる。また、平均 18.3 万円の前後 2 万円程度で概ね 2000 の自治体が分布しており、全体の 2/3 程度が平均の比較的近くに分布していることがわかる。つまり、分布の両極端が国民健康保険料（税）の水平的不平等性の要因になってことが推察される。そこで、表 8 の国民健康保険料（税）額の上位市町村、表 9 の国民健康保険料（税）額の下位市町村を見ていくことにする。

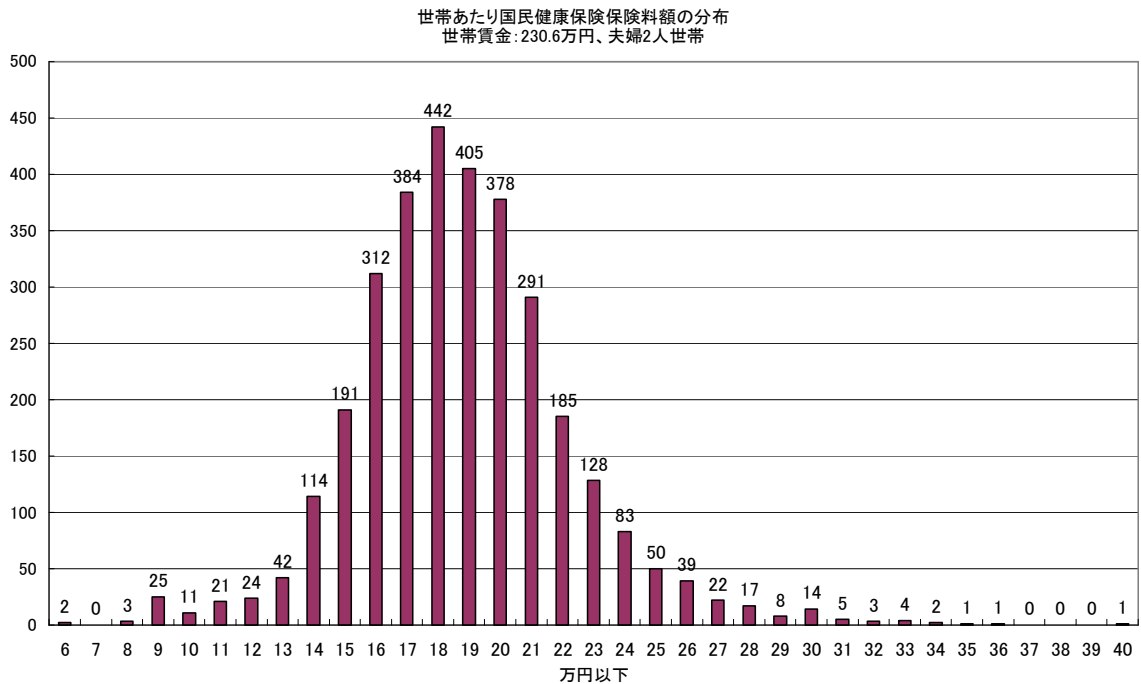


図 2 国民健康保険料（税）の分布（給与所得者の「平均」ケース）

表 8 の国民健康保険料（税）額の上位市町村を見ていくと、地域的には北海道と徳島県の自治体が多く、給与所得者の「平均」ケースで一番国民健康保険料（税）額が高いのは徳島県一宇村である。都市部では大阪府の貝塚市が上位にランキングされていることは目立つ。

また、所得割の税率を見ていくと上位全ての自治体で 10%を超えており、さらに総所得から基礎控除を差し引いたものにかかっている。これは住民税が各種控除を引いた上で最高税率が 13%であることと比べると非常に高い水準であることがわかる。そして、均等割、平等割の定額の負担の部分も非常に高い水準である。

表 9 の国民健康保険料（税）額の下位市町村を見ていくと、地域的には東京都等の都市部がある一方、地方部の自治体も散見される。給与所得者の「平均」ケースで一番国民健康保険料（税）額が低いのは東京都武蔵野市である。これらの自治体に共通するのが均等割や平等割の定額の負担部分が低いことが上げられる。

表8 国民健康保険料（税）額の上位市町村（給与所得者の「平均」ケース）

都道府県	市町村	所得割算 定方式	所得割保 険料率 (%)	資産割算 定方式	資産割保 険料率 (%)	均等割保 険料率 (円)	平等割保 険料率 (円)	所得割賦 課ベース	所得割保 険料額	資産割り 保険料額	国民健康 保険料額
1 徳島県	一宇村	1	13	2	150	23000	26000	110.42	14.35	17.57	39.12
2 徳島県	木屋平村	1	15	2	95	24000	27000	110.42	16.56	11.13	35.19
3 北海道	神恵内村	1	14	2	100	20000	30000	110.42	15.46	11.71	34.17
4 北海道	大成町	1	13.31	2	75	26400	43300	110.42	14.7	8.78	33.09
5 北海道	仁木町	1	12.5	1	90	25000	37200	110.42	13.8	10.54	33.06
6 徳島県	三加茂町	1	15	2	70	25000	30000	110.42	16.56	8.2	32.76
7 徳島県	半田町	1	12	2	100	25000	26000	110.42	13.25	11.71	32.56
8 北海道	平取町	1	10.8	2	100	26000	37000	110.42	11.93	11.71	32.54
9 鹿児島県	佐多町	1	22	0	0	25500	30000	110.42	24.29	0	32.39
10 北海道	様似町	1	12.4	1	65	33000	41000	110.42	13.69	7.61	32
11 北海道	樫法華村	1	14	2	70	25000	30000	110.42	15.46	8.2	31.66
12 北海道	余市町	1	12.5	2	80	25000	32000	110.42	13.8	9.37	31.37
13 北海道	南幌町	1	9.8	2	75	34000	45000	110.42	10.82	8.78	30.9
14 北海道	岩内町	1	12.37	1	85	19400	31800	110.42	13.66	9.95	30.67
15 徳島県	美馬町	1	10	2	100	25000	28000	110.42	11.04	11.71	30.55
16 広島県	豊浜町	1	11.5	2	72.2	32300	29200	110.42	12.7	8.46	30.53
17 徳島県	吉野町	1	13	2	60	30000	30000	110.42	14.35	7.03	30.38
18 北海道	根室市	1	13	2	48	32000	36000	110.42	14.35	5.62	29.98
19 大阪府	貝塚市	1	12.8	2	51	32380	33530	110.42	14.13	5.97	29.94
20 徳島県	美郷村	1	11	2	90	22000	28000	110.42	12.15	10.54	29.89
21 北海道	羅臼町	1	11.5	2	50	33000	47000	110.42	12.7	5.86	29.85

表9 国民健康保険料（税）額の下位市町村（給与所得者の「平均」ケース）

都道府県	市町村	所得割算 定方式	所得割保 険料率 (%)	資産割算 定方式	資産割保 険料率 (%)	均等割保 険料率 (円)	平等割保 険料率 (円)	所得割賦 課ベース	所得割保 険料額	資産割り 保険料額	国民健康 保険料額
3168 東京都	国分寺市	1	4.71	2	17	11000	6000	110.42	5.2	1.99	9.99
3169 千葉県	夷隅町	2	5.3	1	23	20000	21000	21.36	1.13	2.69	9.93
3170 鹿児島県	十島村	1	6.5	0	0	9000	7800	110.42	7.18	0	9.76
3171 富山県	上平村	1	3.1	2	19.6	14500	10900	110.42	3.42	2.3	9.71
3172 富山県	細入村	1	4.5	0	0	15000	17000	110.42	4.97	0	9.67
3173 新潟県	(赤泊村)	1	3.48	2	13.3	14345	13600	110.42	3.84	1.56	9.63
3174 神奈川県	藤沢市	7	300	0	0	27960	15960	0.79	2.38	0	9.57
3175 長野県	豊丘村	1	3.51	2	17.1	12300	11600	110.42	3.88	2	9.5
3176 東京都	多摩市	1	5	0	0	19800	0	110.42	5.52	0	9.48
3177 広島県	広島市	3	687	0	0	22132	12899	0.54	3.74	0	9.46
3178 新潟県	栃尾市	1	4.7	0	0	13000	15000	110.42	5.19	0	9.29
3179 福島県	檜枝岐村	1	1.69	2	18.1	15840	18120	110.42	1.87	2.12	8.97
3180 神奈川県	川崎市	4	245	0	0	17040	23453	1.31	3.2	0	8.96
3181 東京都	23区(除:千代田区)	4	204	0	0	29400	0	1.31	2.67	0	8.55
3203 東京都	千代田区	4	194	0	0	29400	0	1.31	2.54	0	8.42
3204 岩手県	川崎村	1	4.3	0	0	10500	9500	110.42	4.75	0	7.8
3205 千葉県	習志野市	2	15	0	0	14400	14100	21.36	3.2	0	7.49
3206 東京都	調布市	3	230	0	0	30000	0	0.54	1.25	0	7.25
3207 東京都	三鷹市	3	220	0	0	22500	0	0.54	1.2	0	5.7
3208 東京都	武蔵野市	3	175	0	0	20400	0	0.54	0.95	0	5.03



## 4-2 国民健康保険料（税）の都道府県内の水平的不平等

表 10 では都道府県内の国民健康保険料（税）額の水平的不平等を示すために、給与所得者の「平均」ケースにおける、各都道府県内の国民健康保険料（税）額の最大値、最小値、平均、標準偏差、変動係数、最大値と最小値の倍率を示したものである。

最大値と最小値の倍率を見ていくと、最小の静岡県で 1.45 倍、最大の東京都で 3.29 倍、概ね 2 倍もの国民健康保険料（税）額が、各都道府県内で同じ所得の者で違っていることがわかる。このことは同じ所得者が同じ都道府県内で転居した場合に、居住する自治体によって国民健康保険料（税）額が大きく変わることを意味する。

また変動係数で見ると、福井県が 0.074、滋賀県が 0.084、静岡県が 0.096 と非常に小さな値を示している。これらの県は、県内で自治体の状況が比較的同じような環境にあると考えられる。一方、東京都は 2.17、富山県は 1.86、鹿児島県は 1.86 者変動係数であり、全国の変動係数と変わらないほどの大きさになっている。

このように都道府県内で同じ所得の者で国民健康保険料（税）額が大きく異なることが明らかになった。今後、都道府県単位で市町村国民健康保険を統合していくのであれば、統合することで被保険者に保険料（税）負担の大きな変化及ぼすことになり、このような保険料（税）の制度的な格差に対して対策が必要であろう<sup>16</sup>。

## 5. おわりに

本稿では、国民健康保険料（税）の水平的不平等性の計測を、家計のプロトタイプ（職業別 3 タイプ×所得水準 3 タイプ）を想定し、プロトタイプ毎に全国の自治体の国民健康保険料（税）を計算することにより行った。そのことで、統計より計測される平均の一人当たりの保険料の違いではなく、国民が居住地を選択するときに発生するであろう、各自治体の制度の違いによる保険料の（潜在的な）格差を計測した。

得られた主な結果は以下の 3 点である。1：同じ家計を想定して各自治体の国民健康保険料（税）の賦課方式を当てはめると、どのようなタイプの家計であれ、全国で国民健康保険料（税）負担の、地域間での非常に大きな水平的不平等が存在することが明らかになった。

2：給与所得者の「平均」ケースで、一番国民健康保険料（税）額が高い自治体は徳島県一宇村である。地域的には北海道と徳島県の自治体が多い。一方、国民健康保険料（税）額の下位市町村を見ていくと、地域的には東京都等の都市部が多く、一番国民健康保険料（税）額が低いのは東京都武蔵野市である。

<sup>16</sup> おそらく、このような都道府県内での国民健康保険料（税）の格差が、保険者の統合を目指した 2006 年の医療保険改革において、国民健康保険の統合が行われなかった一つの理由であろう。合併した市町村では、当然、旧市町村間で保険料（税）の格差が生じている。脚注 5 で述べたとおり、合併後 5 年は旧市町村間で保険料（税）が異なる、不均一の賦課も可能である。平成の大合併で合併した市町村が今後、不均一の国民健康保険料（税）にたいして、どのような政策をとるのか注意を払う必要がある。

表 10 国民健康保険料（税）額の都道府県内の水平的不平等  
 （給与所得者の「平均」ケース）

	最大値(A)	最小値(B)	平均値	標準偏差	変動係数	A/B
全国	39.12 一宇村	5.03 武蔵野市	18.30	3.45	0.188	7.78
北海道	34.17 神恵内村	13.69 更別村	22.94	4.05	0.177	2.50
青森県	25.49 黒石市	16.98 岩崎村	20.88	2.23	0.107	1.50
岩手県	24.38 普代村	7.8 川崎村	18.01	2.81	0.156	3.13
宮城県	27.21 利府町	12.82 仙台市	18.56	2.59	0.140	2.12
秋田県	25.53 天王町	12.81 中仙町	18.07	2.77	0.153	1.99
山形県	21.92 鮭川村	13.99 櫛引町	17.91	2.13	0.119	1.57
福島県	24.23 霊山町	8.97 檜枝岐村	17.38	2.44	0.141	2.70
茨城県	22.41 大和村	13.7 東海村	18.10	1.85	0.102	1.64
栃木県	21.82 上三川町	13.43 南河内町	18.37	1.87	0.102	1.62
群馬県	23.51 榛名町	13.78 富岡市	17.98	1.97	0.109	1.71
埼玉県	19.54 庄和町	11.94 大滝村	15.93	1.66	0.104	1.64
千葉県	21.51 (関宿町)	7.49 習志野市	16.70	2.56	0.153	2.87
東京都	16.57 大島町	5.03 武蔵野市	10.37	2.25	0.217	3.29
神奈川県	20.28 湯河原町	8.96 川崎市	14.94	2.65	0.178	2.26
新潟県	22.44 朝日村	9.29 栃尾市	15.76	2.44	0.155	2.42
富山県	22.52 新湊市	9.67 細入村	16.37	3.05	0.186	2.33
石川県	24.17 加賀市	12.29 金沢市	20.12	2.54	0.126	1.97
福井県	21.38 三方町	13.48 大飯町	18.42	1.36	0.074	1.59
山梨県	22.61 早川町	12.72 境川村	16.94	2.06	0.122	1.78
長野県	19.94 青木村	9.5 豊丘村	15.33	1.90	0.124	2.10
岐阜県	23.94 北方町	13.04 上矢作町	18.27	2.22	0.122	1.84
静岡県	20.9 長泉町	12.13 (静岡市)	16.94	1.63	0.096	1.72
愛知県	22.96 岩倉市	11.48 飛島村	16.73	2.34	0.140	2.00
三重県	24.15 海山町	10.72 紀和町	17.85	2.47	0.138	2.25
滋賀県	19.07 米原町	13.12 秦荘町	15.73	1.33	0.084	1.45
京都府	20.48 舞鶴市	13.68 木津町	16.08	1.58	0.098	1.50
大阪府	29.94 貝塚市	15.47 高槻市	20.39	2.84	0.139	1.94
兵庫県	23.17 夢前町	10.21 宝塚市	16.90	2.30	0.136	2.27
奈良県	29.58 東吉野村	14.07 榛原町	19.82	3.29	0.166	2.10
和歌山県	26.2 北山村	11.47 南部川村	19.87	2.74	0.138	2.28
鳥取県	22.97 江府町	13.97 八東町	18.34	2.21	0.121	1.64
島根県	22.97 美保関町	13.64 知夫村	18.47	1.88	0.102	1.68
岡山県	24.61 有漢町	12.55 美星町	18.48	2.41	0.131	1.96
広島県	30.53 豊浜町	9.46 広島市	17.85	2.98	0.167	3.23
山口県	22.96 本郷村	13.46 阿武町	18.22	2.16	0.118	1.71
徳島県	39.12 一宇村	18.18 市場町	24.72	4.33	0.175	2.15
香川県	25.34 綾上町	13.51 善通寺市	19.00	2.36	0.124	1.88
愛媛県	29.4 長浜町	15.45 東予市	20.17	2.98	0.148	1.90
高知県	26.01 鏡村	14.75 大野見村	20.31	2.45	0.121	1.76
福岡県	27.03 矢部村	14.75 小石原村	19.17	2.32	0.121	1.83
佐賀県	25.43 呼子町	13.53 有明町	18.80	2.47	0.131	1.88
長崎県	24.51 鷹島町	13.38 小値賀町	19.64	2.36	0.120	1.83
熊本県	26.26 砥用町	12.81 千丁町	19.82	2.77	0.140	2.05
大分県	24.24 大田村	11.29 蒲江町	18.85	2.45	0.130	2.15
宮崎県	22.83 須木村	14.57 諸塚村	19.01	2.23	0.118	1.57
鹿児島県	32.39 佐多町	9.76 十島村	19.37	3.60	0.186	3.32
沖縄県	22.42 豊見城市	11.57 下地町	17.36	2.48	0.143	1.94

3：都道府県内の国民健康保険料（税）額最大値と最小値の倍率で見れば、最小の静岡県で 1.45 倍、最大の東京都で 3.29 倍、概ね 2 倍もの国民健康保険料（税）額が、各都道府県内で同じ所得の者で違っていることがわかる。このことは同じ所得者が同じ都道府県内で転居した場合に、居住する自治体によって国民健康保険料（税）額が大きく変わることを意味する。

最後に本稿で残された課題について述べ本稿の締めくくりとする。第一に国民健康保険料（税）の水平的不平等性が存在している事実は明らかにしたが、それがどのような理由によって生じているのか検討していない点である。木村（1994）で検討された病院の整備状況や負担能力の差であるのか、鈴木（2000）で検討された補助金制度の問題点であるのか、それとも他の問題があるのかデータを使った検証が必要であろう。

第二に本稿では特定の家計を想定し、都道府県内の国民健康保険料（税）の水平的不平等性について検討を行い、市町村国保の統合の際にその水平的不平等性に留意を払うべきだと言及した。このことを厳密に分析するのであれば、市町村毎の国民健康保険の被保険者の所得分布などを十分に考慮すべきである。これらの点は今後の課題としたい。

#### 参考文献

木村陽子（1994）「国民健康保険の地域間格差」『医療と社会』、No.2, Vol.3, pp.74-92.

国民健康保険中央会監修（2003）『改訂 9 版 国保担当者ハンドブック』、社会保険出版社。

国民健康保険中央会・都道府県国民健康保険団体連合会（2005）『平成十六年度 国民健康保険の実態』。

小林秀和（2005）『日本の医療保険制度と費用負担』、ミネルヴァ書房。

鈴木亘（2000）「国民健康保険に対する補助金制度の実証分析」、大阪大学社会経済研究所 Discussion Paper、No.509.

高林喜久夫（2005）「地域間格差の財政分析」、有斐閣。

田中敏（2005）「国民健康保険制度の現状と課題」、調査と情報、第 488 号。

西川雅史（2006）「保険税と保険料－国民健康保険制度における自治体の制度選択－」『日本経済研究』、No.55,pp.79-98.

林宜嗣（1995）「自治体の国民健康保険財政」『季刊社会保障研究』No.31, Vol.3, pp.243-251.